

計画作成年度	平成 27 年度
計 画 主 体	島 田 市

島田市鳥獣被害防止計画

〈 連 絡 先 〉

担当部署名	島田市 産業観光部 農林課
所 在 地	島田市中心街 1 番 1 号
電 話 番 号	0547-36-7165
FAX. 番 号	0547-37-8200
メ-ルアドレ-ス	nourin@city.shimada.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ニホンジカ、カモシカ
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	静岡県島田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成26年度）

鳥獣の種類	被害の状況		
	被害品目	被害面積又は数量	被害金額
イノシシ	野菜	148a	2,717千円
	稲	93a	1,101千円
	茶	46a	1,798千円
	果樹	17a	1,543千円
	小計	304a	小計 7,159千円
サル	シイタケ	10a	1,000千円
ニホンジカ	樹木	76a	855千円
カモシカ	樹木		

(2) 被害の傾向

<p>・イノシシ</p> <p>市内の中山間地域を中心に被害が発生している。農作物の食害の他に、茶園の踏み荒らしや幼木の掘り起こし、法面の崩落等の被害が目立ち、被害件数、被害金額ともに依然として高い状態にある。また、耕作放棄地や放置竹林など、イノシシが生息しやすい環境が増えているなど、イノシシ被害の増加・拡大が懸念されている。さらに、イノシシによる負傷事故も発生しており、今後も懸念される。</p> <p>・サル</p> <p>川根地区を中心に多く生息している。行動範囲は南部地区へと拡大している。被害の内容は、野菜類やシイタケの食害が多く、収穫が困難になっている。また、民家や通学路、車道にも一時的に出没し、家庭菜園等の被害が確認されているほか、人的被害も懸念される。</p> <p>・ニホンジカ</p> <p>川根地区を中心に中山間地域に生息し、林業被害（苗木の食害、樹皮剥ぎ被害等）が発生している。</p> <p>・カモシカ</p> <p>川根地区を中心に中山間地域に生息している。近年では、川根地区以外の地域でも目撃が報告されている。被害傾向はニホンジカと同様であるほか、ヤマビルの運び役となっているなど、林産物の食害以外の問題も発生している。</p>

(3) 被害軽減目標

指 標	現状値（平成26年度）		目標値（平成30年度）	
	面積又は数量	金額	面積又は数量	金額
イノシシ	304a	7,159千円	212a	5,011千円
サル	10a	1,000千円	7 a	700千円
ニホンジカ	76a	855千円	53a	598千円
カモシカ				

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況に応じて、猟友会への委託による有害鳥獣捕獲を実施 箱わな及び囲いわな購入への助成※1 貸出用捕獲檻の整備及び活用 箱わな16基・囲いわな7基 (H27.12現在) カモシカについては、静岡県第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)に基づき、毎年度島田市カモシカ管理計画を作成し、県カモシカ管理検討会での審議を経て個体数調整を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 猟友会員等の捕獲担い手の高齢化や減少、また新規狩猟免許取得者の確保 捕獲檻(箱わな・囲いわな)の充足が必要 捕獲鳥獣肉の利活用の可能性について、広域市町における研究 周辺市町と連携した捕獲体制の確立
防護柵設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 市及び大井川農業協同組合による電気柵等防護柵設置、捕獲檻購入への助成※1 効果的な電気柵の設置方法、正しい使用方法について啓発、広報 農業振興基金協会助成金事業の活用支援 カモシカについては、防除対策を実施すると共に、生息密度調査などを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域での団体による防護柵設置等の対策を推進しているが、補助金申請の多くは、個々での実施にとどまり、未設置箇所での被害が発生している。 農業者へのリーフレットの配布などにより、耕作放棄地や藪等の刈り払い、防護柵設置など鳥獣が農作物や人家に近寄り難くする対策の必要性を啓発していながらも耕作放棄地や放置竹林は増加傾向にある。 防護柵設置後の管理

※1：島田市有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付要綱

(5) 今後の取組方針

これまでは、個々の防護柵設置などの自衛手段とともに、猟友会に捕獲を委託し、防除と駆除の両面から被害軽減に努めてきた。

今後さらに、地域の合意形成を図り、地域ぐるみでこの問題に対処し、有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりを重点に、下記の取り組みにより被害軽減を目指す。

対象鳥獣の被害軽減目標は、3カ年で30%減とする。

カモシカについては、保護と被害防止の両立のため、引き続き被害状況及び生息状況を調査し、防除対策のみでは被害防止が図れない場合、県特定鳥獣保護管理計画（カモシカ）等に基づき、加害個体の除去を目的とした個体数調整を実施することとする。

○被害状況を把握する

- ・ 農業者への鳥獣被害アンケート調査の実施と被害防止対策への活用

○鳥獣の習性について理解を深める

- ・ 住民参加の現地研修会や講演会の開催
- ・ 啓発リーフレットの配布

○地域の取り組みを支援する

- ・ 地域懇談会の開催などによる地域を主体とした取り組みへの合意形成
- ・ 地域住民が主体となった有害鳥獣を寄せ付けない集落づくり

○耕作放棄地等、鳥獣が好む環境の減少を図る

- ・ 耕作放棄地の解消促進
- ・ 放置竹林や藪等の伐採促進
- ・ 市の竹破砕機貸出制度の更なる活用（市で竹破砕機1台所有）

○効果的な電気柵、防護柵の設置

- ・ 広域的な防護柵等設置
- ・ 正しい防護柵設置の指導

○猟友会等との連携

- ・ 鳥獣の出没情報や被害情報の共有
- ・ 有害鳥獣捕獲に対する報償金制度による狩猟者への支援^{※2}
- ・ 猟友会の後継者育成への支援
- ・ 箱わな及び囲いわなの貸与

○島田市鳥獣被害防止対策協議会

- ・ 鳥獣被害防止総合対策事業による捕獲団体への捕獲活動費の支援
- ・ 有害鳥獣捕獲活動に必要な通信機器の貸与
- ・ 関係機関による効果的な被害防止対策の情報共有

○近隣市町との連携強化

- ・ 「志太榛原地域鳥獣害対策連絡会」「(仮)大井川地域獣肉処理加工施設整備推進協議会」への参加

※2：島田市有害鳥獣等捕獲等報償金交付要綱、及び島田市有害鳥獣等捕獲報償金交付要領

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 猟友会等との連携を密にし、広域的かつ迅速な捕獲ができるように、体制を強化する。
- ・ 捕獲実施は対象区域等を考慮し、土地勘がある志太猟友会島田支所、榛原郡猟友会金谷分会、川根分会等が中心になって行う。

(2) その他捕獲等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成28年 ～30年度	イノシシ サル ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none">・ イノシシ等有害鳥獣捕獲に対する報償金制度の導入による、狩猟者への支援。(狩猟免許の取得費用や有害鳥獣捕獲実務に対する経費に充ててもらうため) ※²・ 農業者自らのわな免許取得の必要性の啓発。・ 狩猟免許試験や事前講習会開催について広報活動を推進し、免許取得の促進、捕獲の担い手の育成、確保を支援する。

※2：島田市有害鳥獣等捕獲等報償金交付要綱、及び島田市有害鳥獣等捕獲報償金交付要領

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
静岡県第11次鳥獣保護管理事業計画に定められた有害鳥獣捕獲に関する事項を遵守し、適正な捕獲を実施する。	
イノシシ	捕獲実績（狩猟による捕獲は含まない）は、平成24年度491頭、25年度249頭、26年度430頭と減少傾向にあるが被害の減少には至っておらず、一方で個体数の増加も推測されていることから、捕獲数は500頭を目途とする。
サル	過去の有害鳥獣捕獲実績はほとんど無いが、平成20年度において、川根地区（葛籠）で約30頭、金谷地区（大代）で約20頭の群れがそれぞれ目撃されたほか、平成27年度においても、川根地区（家山）で約30頭の群れが目撃され、その付近の農作物被害も確認されている。また、はぐれザル目撃も多々あるので、捕獲数は30頭を目途とする。
ニホンジカ	有害鳥獣捕獲の実績は、平成24年度4頭、25年度12頭、26年度14頭と少ないが、狩猟による捕獲の実績は、24年度19頭、25年度24頭、26年度35頭となっている。今後もニホンジカの生息数が増加することも懸念されることから、捕獲計画数は40頭を目途とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
イノシシ	500	500	500
サル	30	30	30
ニホンジカ	40	40	40

【参考】

捕獲鳥獣	有害捕獲実績		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
イノシシ	491	249	430
サル	0	0	0
ニホンジカ	4	12	14

捕獲等の取組内容
<p>【イノシシ、サル、ニホンジカ】</p> <p>銃器、わなによる捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害のある中山間地域を中心に実施する。 ・基本的には狩猟期間を除いて有害鳥獣捕獲許可により捕獲を実施する。ただし、鳥獣保護区等の狩猟による捕獲が制限されている区域については、被害状況を確認の上、有害鳥獣捕獲許可により捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	イノシシ、サル、ニホンジカについては、静岡県事務処理の特例に関する条例第2条により県知事から市長へ有害捕獲許可権限が委譲済み。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
イノシシ	有害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止区域を把握し、必要な整備を推進する。 市単独補助事業、電気柵・防獣害フェンス・トタン柵等 150,000㎡	有害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止区域を把握し、必要な整備を推進する。 市単独補助事業、電気柵・防獣害フェンス・トタン柵等 150,000㎡	有害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止区域を把握し、必要な整備を推進する。 市単独補助事業、電気柵・防獣害フェンス・トタン柵等 150,000㎡

(2) その他被害防止に関する取り組み

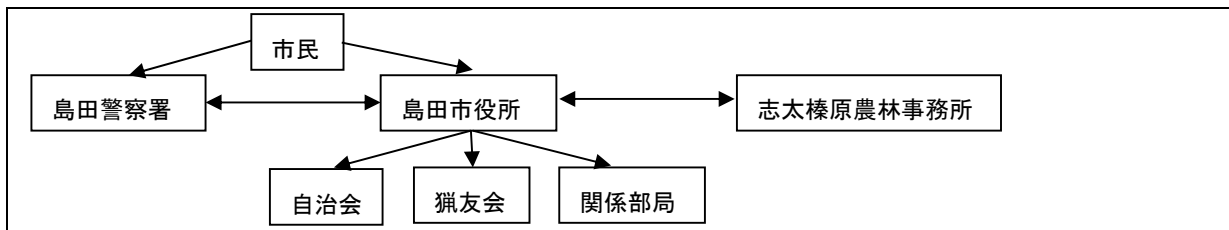
年度	対象鳥獣	取組内容
平成28年～30年度	イノシシ サル ニホンジカ カモシカ	有害鳥獣等の捕獲に対する報償金制度により、狩猟者を支援する。(狩猟免許の取得費用や有害鳥獣捕獲実務に対する経費に充ててもらうため) また、被害軽減に対する地域の意識高揚を図り、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金などを活用して、地域住民自らが主体となって被害防止活動に取り組む体制づくり、有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりを目指す。 ・侵入防止柵の適切な設置と維持管理 ・耕作放棄地や放置竹林の解消、里山等の周辺整備 ・市の竹破碎機貸出制度の更なる活用(市で竹破碎機1台所有) ・放任果樹や食物残さの撤去

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
島田市	市民からの通報に基づき、現場状況の確認 各関係機関への連絡・調整等
島田警察署	市民からの通報に基づき、現場状況の確認、安全に確保
静岡県志太榛原農林事務所	現場状況を確認し、各関係機関等の連絡、対応協議
猟友会	現場への出動、対象鳥獣の追払いや捕獲等
地元自治会	市民への情報提供、注意喚起、また、必要に応じて避難誘導

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	島田市鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
島田市農林課	事務局及び協議会に関する全般的な管理及び調整
島田市農業委員会	農地パトロール、有害鳥獣被害情報の提供
大井川農業協同組合	対象地域の巡回、技術指導、情報提供
志太猟友会島田支所 金谷猟友会 川根町猟友会	有害鳥獣関連情報提供及び有害鳥獣捕獲の実施
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務
森林組合おおいがわ	有害鳥獣被害調査の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県志太榛原農林事務所	有害鳥獣関連の情報提供や被害防止技術の情報提供並びに助言・指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止体制の強化を図る鳥獣被害対策実施隊の設置については、調査、研究を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金などを活用して、自治会や各種団体などの積極的な参加を促し、地域ぐるみの取り組みを推進する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については狩猟者が食肉として自家消費、埋設、または焼却処分しているのが現状である。今後は、地域資源としての有効活用方法また広域的な獣肉処理加工施設の整備について、周辺市町と協議する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

技術の習得や情報、情勢を把握するために、「志太榛原地域鳥獣害対策連絡会」など関係機関とともに先進事例視察や情報交換会、研修会等を開催する。
具体的な対策の実施にあたっては、鳥獣被害対策総合アドバイザーや猟友会など専門的立場からの指導、助言を受け、適切な被害防止策を講じる。